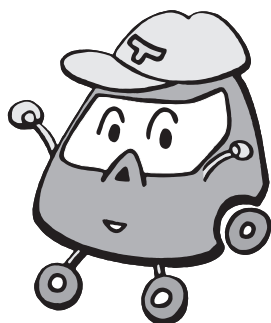


兵ト協ニュース

2015. 6 No. **347**
.....



姫路城（姫路市）



もくじ

○（国土交通省）自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する 情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について……………	1
「不正改造車を排除する運動」への積極的な取り組みについて……………	3
国際海上コンテナの陸上における 安全輸送マニュアルの一部改訂について……………	7
○（近畿地方整備局）異常気象時における道路の 事前通行止め区間の周知について（依頼）……………	8
○（内閣府）マイナンバー制度の施行に向けた準備等について……………	9
○（環境省）平成27年度「環境の日」及び「環境月間」行事实施要領……………	10
○（神戸市消防局）危険物安全週間が実施されます……………	12
○（全ト協）優秀運転者顕章候補者の推薦について……………	13
○（兵ト協）理事会だより……………	14
委員会だより……………	14
○（陸災防）はい作業主任者技能講習会のお知らせ……………	15
○ 会員だより……………	20
○ 協会日誌……………	23

自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく 確実な自動車の保守管理の実施について

国土交通省自動車局整備課長

自動車の定期交換部品は、自動車製作者等が道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第57条の2の規定に基づき、通常の点検ではその後の安全性を確保しうる期間を予想しにくい部品等について、その品目及び標準的な交換時期を明示して、自動車使用者に対し一定の期間ごとに交換することを推奨しているものです。

また、自動車使用者は、車両法第47条の規定に基づき、自動車製作者等が提供する定期交換部品を含む点検及び整備に関する技術上の情報等を参考として、自動車の使用の状況、自動車の構造・装置に応じた所要の点検及び整備を行う義務があります。

今般、4月16日付けで日本トレクス株式会社より同社製大型トレーラの制動装置（スプリングチャンバ）に係る改善対策届出（別添参照）がなされたところですが、本届出の背景には、当該トレーラの多くの使用者が、定期交換部品であるスプリングチャンバについて交換期限を超えて使用していたため、ブレーキ系統のエア漏れによって駐車ブレーキが作動しブレーキの引き摺りを生じたことが原因の車両火災事故が、過去5年間で57件発生していたことがあります。

このように定期交換部品を自動車製作者等が定めた期間を超えて使用することは、重大な事故に繋がるおそれがあることから、貴会傘下会員に対して上記大型トレーラのブレーキチャンバをはじめ、定期交換部品の推奨の期間毎の交換の必要性和確実な保守管理の実施について周知徹底願います。

なお、地方運輸局等に対し、各種研修等の機会を捉え自動車使用者に指導するよう指示していることを申し添えます。

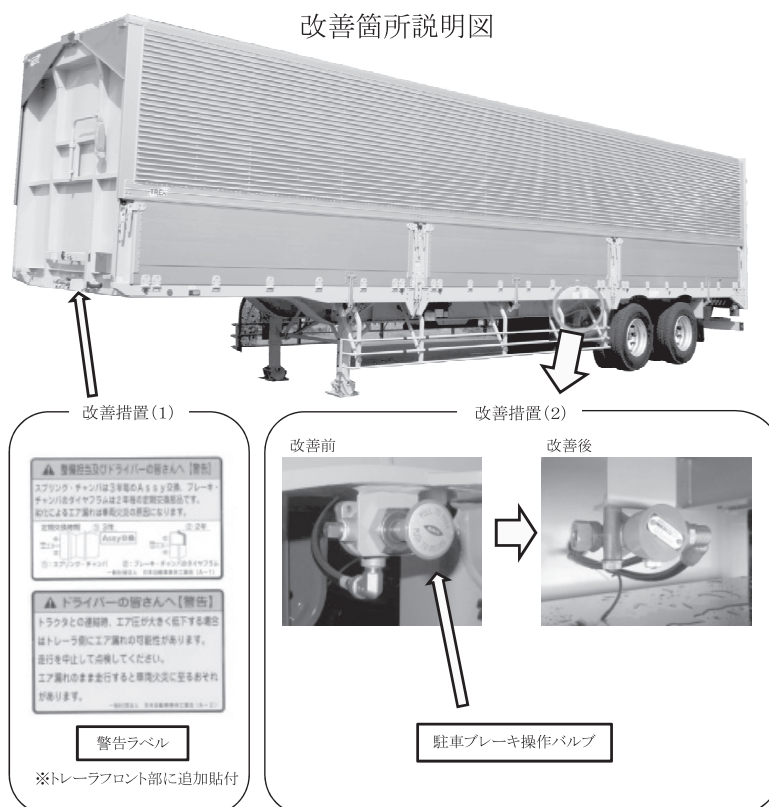
(別添)

改善対策届出一覧表

改善対策届出日:平成27年 4月 16日

改善対策届出番号	470	改善対策開始日	平成27年 4月 23日
届出者の氏名又は名称	日本トレックス株式会社 代表取締役社長 西川 柳一郎	問い合わせ先: サービス部 TEL: 0120-723-406	
不具合の部位(部品名)	スプリングチャンバ		
基準不適合状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因	交換期限を超えて使用されたスプリングチャンバ内のダイヤフラムの劣化等により、エア漏れを生じるものがある。そのため、ブレーキ系統のエア圧が低下して駐車ブレーキが作動し、操作バルブがエア供給を停止するが、エア圧回復後もその状態を維持するため、ドライバーが走行前に駐車ブレーキを解除しない場合、ブレーキの引きずりを生じ、そのまま走行を続けるとドラムが過熱して、最悪の場合、火災に至るおそれがある。		
改善措置の内容	(1) チャンバ類のダイヤフラムの定期交換とエア漏れがある場合の対処方法に関し、パンフレットにより注意喚起するとともに、警告ラベルを車両に貼付ける。 (2) 全車両、トレーラに装備されている中期ブレーキ規制以前の機能を有する操作バルブを、ブレーキ配管系統のエア圧低下に関与しないものに交換する。		
不具合件数	57件	事故の有無	57件(火災)
発見の動機	市場からの情報および社内からの情報による		
自動車使用者及び自動車分解整備事業者に周知させるための措置	・使用者: 使用者を把握しているため電話、または直接訪問して通知する。 ・自動車分解整備事業者: 日整連発行の機関誌に掲載する。 ・改善実施済車には、車枠の車台番号付近にNo.470のステッカーを貼付する。		

改善箇所説明図

注: は、交換部品および追加部品を示す

交換期限を超えて使用されたスプリングチャンバ内のダイヤフラムの劣化等により、エア漏れを生じるものがある。そのため、ブレーキ系統のエア圧が低下して駐車ブレーキが作動し、操作バルブがエア供給を停止するが、エア圧回復後もその状態を維持するため、ドライバーが走行前に駐車ブレーキを解除しない場合、ブレーキの引きずりを生じ、そのまま走行を続けるとドラムが過熱して、最悪の場合、火災に至るおそれがある。

【改善措置の内容】

- (1) チャンバ類のダイヤフラムの定期交換とエア漏れがある場合の対処方法に関し、パンフレットにより注意喚起するとともに、警告ラベルを車両に貼付ける。
- (2) 全車両、トレーラに装備されている中期ブレーキ規制以前の機能を有する操作バルブを、ブレーキ配管系統のエア圧低下に関与しないものに交換する。

識別: 改善実施済車には、車台番号打刻位置付近にNo.470の改善対策済ステッカーを貼付けする。

改善対策対象車の情報は、次の URL 参照

http://www.mlitt.go.jp/report/press/jidosha08_hh_001919.html

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取り組みについて

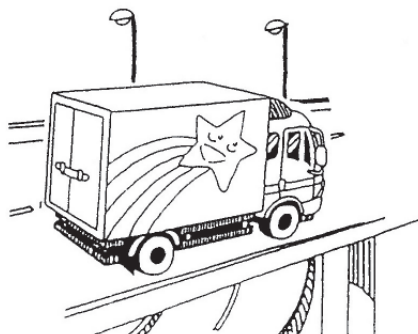
国土交通省自動車局長

不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、我が国の交通事故の発生件数や自動車交通による大気汚染の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっています。

また、最近では、自動車部品の取付けや取外しにより保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている使用者も見受けられます。

このような状況に鑑み、国土交通省では、昨年の当該運動の結果を分析し、より効果的に見直しつつ、平成27年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、全国的に不正改造車の排除のため別添の実施要領に基づき諸活動をなお一層強力に取り組むこととしております。



**ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です**

平成27年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」 実施要領

1. 目的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。

このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックを対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するために、各都道府県トラック協会の協力を得て、積極的な運動を展開する。

2. 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、平成27年6月1日(月)から6月30日(火)までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」とし、特に重点をおいて運動を実施する。

3. 重点とする不正改造項目

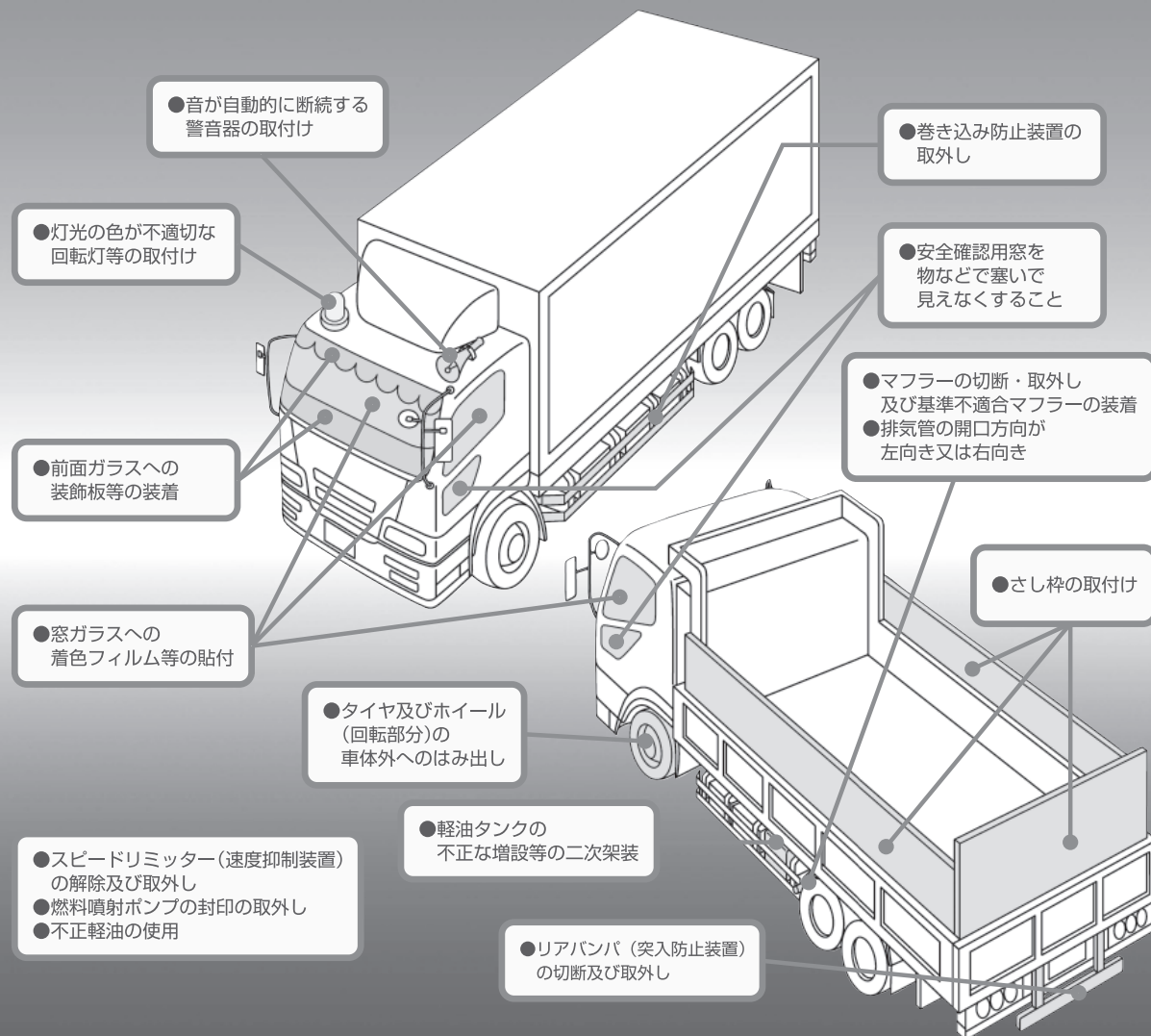
- (1) 視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- (4) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (5) 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着
- (6) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (7) 基準外のウィング（エア・スポイラ）の取付け
- (8) 不正な二次架装
- (9) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (10) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- (11) 不正軽油の使用



危険な不正改造車は重大な犯罪です。

不正改造車の行政処分基準

初回違反 20日×違反車両数／再違反 40日×違反車両数
ほかにも道路運送車両法、道路交通法による罰則がかけられます。



6月1日～6月30日

「不正改造車排除」強化月間



公益社団法人
全日本トラック協会
<http://www.jta.or.jp>

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

不正改造車の行政処分基準

●不正改造車の行政処分基準

不正改造車に対する行政処分基準は下表のとおりであり、処分日車数は違反車両数に比例して加重される厳しいものとなっています。

初回違反	再違反	累違反
20日 × 違反車両数	40日 × 違反車両数	80日 × 違反車両数

不正改造車の排除に係る関係法令

●点検整備の義務（道路運送車両法第47条、第47条の2、第48条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条）

自動車の使用者は、自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならないこととなっており、そのためにも「日常点検整備」、「定期点検整備」、「その他使用状況・車種に応じた点検整備」の実施が必要です。

●不正改造等の禁止（道路運送車両法第99条の2、第108条）

何人も、保安基準に適合しなくなるような自動車の改造、装置の取付け、取り外し等（不正改造行為）を行ってははいけません。これに違反した場合は6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。

●不正改造車に対する整備命令（道路運送車両法第54条の2、第109条）

地方運輸局長は、不正改造車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うことを命ずることができます。整備命令を発令された使用者は、15日以内に必要な整備を行い、当該自動車を地方運輸局長に提示しなければなりません。整備命令違反及び現車提示違反については、50万円以下の罰金が科せられます。

●整備不良車両の運転の禁止（道路交通法第62条、第119条）

道路交通法においても、保安基準に適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両（整備不良車両）の運転を禁止しています。これに違反して運転させ、又は運転した者は3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金が科せられます。

国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアルの 一部改訂について

今般、国際海上コンテナの陸上運送の安全確保のために、重量超過や偏荷重等の不適切コンテナの発見に寄与する機器の開発や普及が進んできていること、また、国際的な取組である「IMO/ILO/UNECE 貨物輸送ユニットの収納のための行動規範」が平成27年1月より発行されたことから、これらに対応するため、平成25年6月に策定された「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」について、国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議において同マニュアルの一部改訂について合意が得られたため、公表いたします。

なお、国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議の結果概要等については、下記URLに掲載しております。

URL：http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000022.html

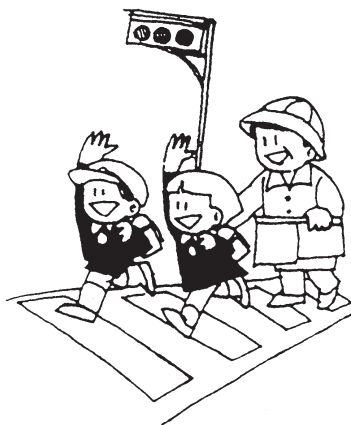
【問い合わせ先】

国土交通省自動車局安全政策課 杉崎、河野

電話 03-5253-8111（内線41624）

03-5253-8566（直通）

FAX 03-5253-1636



**!! 国道43号・阪神高速3号神戸線から
5号湾岸線へ迂回をお願いします。!!**

近畿地方整備局

異常気象時における道路の事前通行止区間の周知について（依頼）

近畿地方整備局
兵庫国道事務所長

当所では、通行者を土砂崩落、落石などの災害から守るために、降雨量が一定に達した場合、道路の通行を規制する区間を下記のとおり定めていますので、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

記

路線名	規制区間	延長	規制雨量	管理出張所
一般国道 28号	淡路市塩尾 ～洲本市安乎町平安浦	1.8km	連続降雨量 160mm	洲本維持出張所 (0799) 22-1680
	洲本市中川原町厚浜 ～洲本市炬口	2.9km	連続降雨量 160mm	
一般国道 176号	西宮市塩瀬町名塩 ～西宮市塩瀬町生瀬	2.4km	連続降雨量 160mm	西宮維持出張所 (0798) 35-6470

大雨時通行止区間のご案内

兵庫国道事務所では、豪雨などの異常気象時に通行車両等を災害から守るため、降雨量が一定に達した時に道路の通行を規制する区間と基準となる雨量（規制雨量といいます）を定めています。

土砂崩落、落石などは一般的に雨量との関連が高いことから、豪雨等により規制雨量に達した場合には被災を未然に防ぐため規制区間において通行止めを行います。

このような通行規制の場面に出会われたときには、ご理解・ご協力をお願い致します。



規制区間	延長	規制雨量	管理出張所
① 淡路市塩尾 ～洲本市安乎町平安浦	1.8km	連続降雨量 160mm	洲本維持出張所 (0799)22-1680
② 洲本市中川原町厚浜 ～洲本市炬口	2.9km	連続降雨量 160mm	



規制区間	延長	規制雨量	管理出張所
① 西宮市塩瀬町名塩 ～西宮市塩瀬町生瀬	2.4km	連続降雨量 160mm	西宮維持出張所 (0798)35-6470

最新の道路情報が
あなたの安全を
サポートします。

日本道路交通情報センター等では電話による問い合わせにお答えしています。
走行中は道路情報板、道路情報ラジオ（1620kHz）などの情報に注意しましょう。

日本道路交通情報センター（兵庫情報） 日本道路交通情報センター（関西情報） 兵庫国道事務所管内
神戸：060-3369-6628 大阪：060-3369-6627 神戸：078-334-1818

降雨情報については、インターネットで最新情報を配信しています。
兵庫国道事務所のホームページ <http://www.kbr.mlit.go.jp/hyogo/>
国土交通省防災情報提供センター <http://www.mlit.go.jp/esai/gai/bosai/giho/>

問い合わせ先
国土交通省
近畿地方整備局
兵庫国道事務所
〒650-0042
神戸市中央区波止場町3-11
TEL (078) 334-1600 (代)
FAX (078) 334-1611

内閣府

マイナンバー制度の施行に向けた準備等について

マイナンバー制度については、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）に基づき、本年10月以降、全国民に個人番号が付番され、来年1月からマイナンバーの利用及び個人番号カードの交付開始が予定されている。これを受け、行政機関、事業者等において、個人番号及び特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を取り扱う全ての者に番号法が適用され、厳格な取り扱が求められることになります。

兵ト協のホームページにも掲載しています。

【参考資料】

〔内閣官房のWebサイト〕

- ・マイナンバー 社会保障・税番号制度のトップページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

〔特定個人情報保護委員会のWebサイト〕

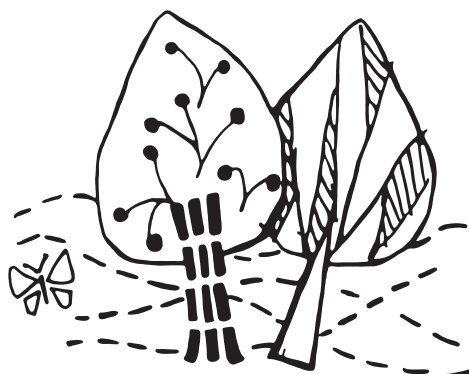
- ・「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」

<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/261211guideline2.pdf>

〔政府広報オンラインのWebサイト〕

- ・社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞ 法人向けご案内のページ

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/corp/>



環境省

平成27年度「環境の日」及び「環境月間」行事実施要領

1 背景

環境の日、環境月間の由来は、昭和47年6月5日から開催された国連人間環境会議まで遡ります。

国連は国連人間環境会議での我が国の提案を受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と決めました。世界各国では、この日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行っています。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」においては、6月5日を「環境の日」と定め、国、地方公共団体等において各種の催し等を実施することとされています。

これらを踏まえ、我が国では、昭和48年度から平成2年度までは6月5日を初日とする一週間を「環境週間」とし、平成3年度からは6月の一か月間を「環境月間」として設定しています。

2 平成27年度の「環境月間」について

今年度の環境月間の行事実施にあたっては、2020年以降の新たな国際的枠組みの合意を目指すCOP21を年末に控え、低炭素社会の実現に向けて期待されるライフスタイル（住宅、車、機器、服装、電気の利用など）について、参加者が自ら考え、選択するきっかけ作りを目指します。また、温暖化の影響を軽減する適応計画の策定を夏に控え、昨年のIPCC第5次報告書による人類への警鐘を改めて発信し、気候変動が進行した将来の日本への影響と適応策を考える機会となることを目指します。

生物多様性については、2011～2020年の世界目標（愛知目標）の中間年を迎え、日本の現状を発信するとともに、地方の人口減少・高齢化により失われつつある、“森里川海”の恵を守るため、きめ細やかな管理の必要性を考える機会となることを目指します。また、生態系や農林業に深刻な被害を及ぼす野生鳥獣の適正な保護・管理や、ペットの適正な管理に関する国民の理解と協力を深めることを目指します。

さらに、循環型社会の形成に向けて、発生抑制・再利用・リサイクルへの協力の発信を目指します。

そして、東日本大震災から4年余が経過する中、被災地の復旧・復興を支援する機会を引き続き提供するとともに、放射性物質による健康影響に関する風評被害の払拭や、復興への取組の加速を訴えてまいります。

3 月間行事における訴求ポイント

環境省では、「低炭素社会」「自然共生社会」「循環型社会」「東日本大震災からの復旧復興」の構築に向けた統合的な取組を推進しています。

そこで、平成27年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、以下に重点を置き、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を実施し、国民一人ひとりが自らの生活・行動を具体的に見直していくきっかけ作りを目指します。

- ・行動することを重視する

国民や企業など、各主体の環境保全のための具体的な行動を起こしてもらうことに重点を置く。

- ・環境政策・取組への理解と参加を進める

環境に係る諸課題に対応し、各主体の活動を促進するよう取り組んでいる国内外の政策について、その必要性や効果を理解してもらい、政策実施への理解と参加を得る。

- ・科学的な知見を身近なレベルで理解してもらう

IPCCでの科学的議論を始め、環境問題の科学的・社会的知識を、身近なレベルで理解してもらい、より具体的かつ効果的な行動の促進、行動の継続につなげていく。

- ・課題間のつながりを大切にする

各主体の行動全体を、環境そのものをよりよいもの、ひいては持続可能な社会作りにつなげていくものとなることをめざす。

4 実施方針

(1) 実施期間

①環境の日：6月5日

②環境月間：6月1日から30日までの一か月間

(2) 実施主体

環境省、関係府省等、地方公共団体、企業、NGO／NPO等、マスコミ

(3) 行事等

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿った行事の例としては、次のようなものが考えられます。また、実施される各種事業について広く周知を図り、国民多数の参加を得るよう努めます。

- ・意識の啓発：講演会、シンポジウム、セミナー、映画会、節電等環境保全活動コンテスト等のつどい
- ・知識の普及：環境展、環境保全型商品の展示、低公害車フェア、施設の公開、工場等の見学、カーボン・オフセット等環境保全施策の説明会
- ・実践活動：節電効果の高い機器等の導入及び買換、空調・冷蔵冷凍・照明等における節電、ライトダウン、エコ通勤等自動車から環境負荷の小さい交通への転換、エコドライブ実践、環境家計簿、エネルギー消費量・温室効果ガス排出量の「見える化」、スーパークールビズ（冷房温度の適正化及び服装の工夫）等地球温暖化の防止に手応えを得られる活動、省エネ機器の買い換えなどのエコ商品選択の推進、循環型社会形成の推進に資するレジ袋削減、小型家電の回収への協力等をはじめとしたリデュース・リユース・リサイクル活動、不法投棄監視活動、一斉清掃活動（海岸を含む）、植樹等の地域美化運動、自然観察会等自然に親しむ野外活動、飼養動物の愛護と適正管理の普及啓発活動
- ・顕彰：環境保全に尽力した方、環境保全作品等の表彰

神戸市消防局

本年も全国一斉に危険物安全週間が実施されることとなりました。

当市におきましても、危険物災害をなくすため、6月7日(日)から6月13日(土)までの1週間「危険物安全週間」を展開いたします。

つきましては、本運動の趣旨を御理解いただき、当運動への協賛と御支援をお願い申し上げます。

事業所の皆様へのお願い

1 広報宣伝

- 立看板・ポスター等を事業所の出入口など見やすい場所に掲出してください。
- 始業時等を利用して、従業員に対し週間の広報と危険物の安全管理の意識の高揚に努めてください。

2 自主点検の実施

- 危険物施設等について、自主点検又は定期点検を実施してください。
- 危険物の貯蔵・取扱い方法についても、点検してください。
- 定期点検の実施記録を整備・保存してください。

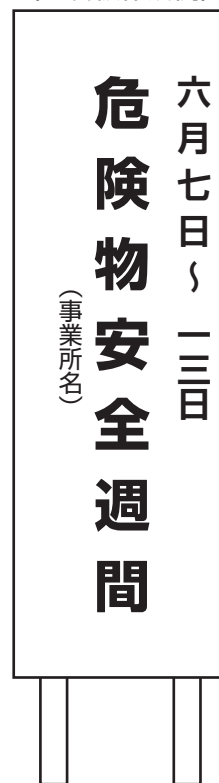
3 研修会等の開催と参加

- 社内研修会等を開催し、安全に関する教育をしてください。
- 消防署の行う研修会には危険物取扱者等を積極的に出席させてください。

4 消防訓練の実施

- 危険物施設等の火災又は危険物の流出等を想定した消火・通報・避難訓練を実施してください。
- 訓練の実施にあたり、危険物施設の危険性、事故事例、過去の訓練の教訓を考慮して、より具体的な内容の訓練を計画してください。
- 訓練を実施する場合は、前もって所轄消防署へ届け出てください。

(立看板作成例)



〈優秀運転者顕章候補者の推薦について〉

全日本トラック協会では、標記顕章を例年のとおり実施いたしますので、下記顕章規程により候補者をご推薦下さいますようお願い申し上げます。

記

◎目 的

人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りを持たせ他の模範とするとともに、交通道德の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

◎選考基準

1. 現在運転者にあつて、その期間を通算して次の各号に定める期間（平成27年5月末日から遡及し記入）、無事故であり、かつ無違反であった者とする。

- ① 金十字章 … 平成27年5月末日から逆のほり、満20年以上
（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする）
（無事故・無違反開始年月日 平成7年6月1日以前）
- ② 銀十字章 … 平成27年5月末日から逆のほり、満10年以上
（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする）
（無事故・無違反開始年月日 平成7年6月2日～平成17年6月1日まで）
- ③ 銅十字章 … 平成27年5月末日から逆のほり、満5年以上
（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として4年以上とする）
（無事故・無違反開始年月日 平成17年6月2日～平成22年6月1日まで）

－はじめて候補者を推薦される方に－

○候補者1名に対し、年1回・章1種類の推薦となります。

- ・選考基準①の対象者は、金、銀、銅のいずれか1つを受けることができます。
- ・選考基準②の対象者は、銀、銅のどちらか1つを受けることができます。
- ・選考基準③の対象者は、銅のみ受けることができます。

○過去に受章された方は、再び同種の章を受けることはできません。

また、以降2種類以上の章を受ける予定の方は、銅→銀→金の順で受けなければなりません。

- ・過去に金を受章された方は、以降、金、銀、銅とも受けることができません。
- ・過去に銀を受章された方は、以降、銀、銅とも受けることができません。（金のみ受けられます。）
- ・過去に銅を受章された方は、以降、銅を受けることができません。（銀、金とも受けられます。）

2. 上記の無事故、無違反であった者とは次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

- (1) 人身に係る事故を起こした者
 - (2) 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者
 - (3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者
- ※自動車安全運転センターの証明は必要ありません

◎推薦方法

候補者を推薦される方は、下記あてご連絡ください。

推薦要領及び推薦書をFAXにてお渡し致します。

兵ト協ホームページからも推薦書をダウンロードできます。

◎提 出 先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27

(一社)兵庫県トラック協会 総務部

TEL 078-882-5556 FAX 078-882-5565

◎推薦書提出期限

平成27年7月31日(金)

理事会だより

平成27年度常任理事会・総務委員会合同会議が開催されました

5月26日（火）13：30から兵庫県トラック総合会館3階会議室にて、平成27年度常任理事会・総務委員会合同会議が開催され、下記の議案について審議し、いずれも原案通り承認されました。

議 題

審議事項

1. 第1回理事会対処について

- ① 理事会開催日程（案）について
- ② 平成26年度事業報告及びその附属明細書の承認について
- ③ 平成26年度公益目的支出計画実施報告書の承認について
- ④ 平成26年度計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）及びその附属明細書の承認について
- ⑤ 会員の入会の承認について
- ⑥ 第57回定時総会の開催（案）の承認について
- ⑦ 役員候補者の推薦について
- ⑧ 定款第28条第7項に基づく業務執行状況報告について

2. その他

委員会だより

平成27年度交付金運営委員会が開催されました

5月18日（月）14：00から兵庫県トラック総合会館3階会議室にて、平成27年度交付金運営委員会が開催され、下記の議案について審議し、いずれも原案通り承認されました。

また、3月16日開催の理事会で委員会再編が承認され、今後は、交付金運営委員会と物流政策委員会が統合し、物流政策・交付金委員会となることが報告されました。

議 題

1. 平成26年度運輸事業振興助成交付金事業報告について
2. 運輸事業振興助成交付金事業会計及び交付金事業運営関連の特別会計に係る貸借対照表について
3. 運輸事業振興助成交付金事業会計及び交付金事業運営関連の特別会計に係る正味財産増減計算書について
4. 運輸事業振興助成交付金事業会計及び交付金事業運営関連の特別会計に係る関係資料について
5. 監査報告について

陸 災 防

問い合わせ先

陸 運 労 災 防 止 協 会 兵 庫 県 支 部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 〈兵庫労働局登録教習機関〔兵労基安登録第14号〕〉

はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成27年7月15日（水） 9時～17時（座学講習）
	2日目	平成27年7月16日（木） 9時～17時（座学講習、修了試験）
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	無 料 (陸災防兵庫県支部負担)	7,000円 (内消費税8% 518円)
非 会 員	7,000円 (内消費税8% 518円)	1,500円 (内消費税8% 111円)	8,500円 (内消費税8% 629円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名（事業場の代表又は責任者の方）の記入及び、押印（丸印）が必要です。（角印は認められません。）

4. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び 申込書受付期間

平成27年6月3日（水）～平成27年7月7日（火）必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

（定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。）

- ① 受講申込書（A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい）
- ② 証明写真2枚（サイズ縦3.6～4cm、横2.4～3cm）

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスティックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等

④ 受講料

納入された受講料等は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～17時（12時～13時は除く）。

5. 持 参 品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム・ボールペン）

6. 修 了 証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

7. 留意事項

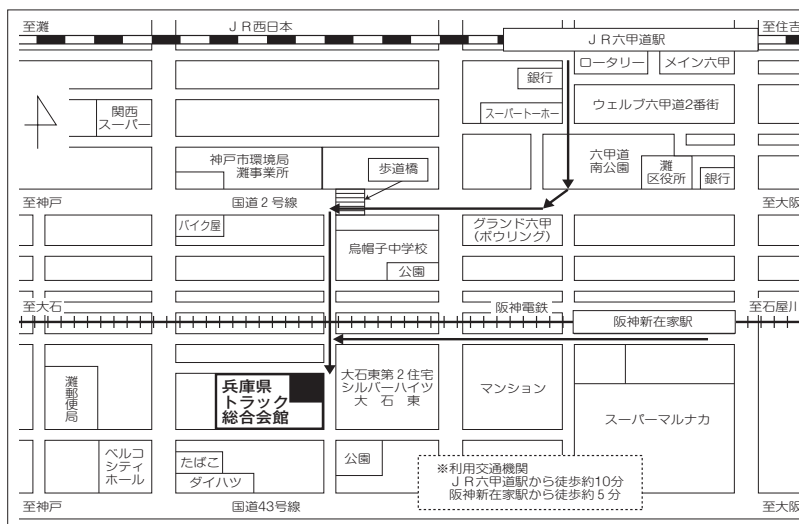
修了試験において不合格となった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

追試験を希望される場合は、受験料2,160円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。

はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

TEL (078) 882-5556



はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し
て下さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな		性別	修了証 番 号	※		
氏 名		男 ・ 女				
生 年 月 日	年 月 日生	交付年月日		※		
現 住 所 (修了証に載ります)	〒			本 籍	都 道 府 県	
	電話 (携帯電話)					
勤務先	所在地	〒				
		電話 F A X				
	名 称					

本人確認		
------	--	--

証 明 書			
受講者氏名 _____ 印			
上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に 年 月から 年 月まで 3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。			
平成 年 月 日			
事業者名 _____			
事 業 者 _____ 印			
書替・再交付年月日	※ 年 月 日	本籍等確認書類	

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部 平成27年度 技能講習等 実施計画表（予定）

兵庫労働局長登録教習機関

◆ はい作業主任者技能講習（各回 2日間）

講師氏名（学科）上野勝司、吉永良一、村上光三

実施日時				講習科目（時間）	種類	実施場所
第1回	H27 7月	15日(水)	9:00～17:00	はいに関する知識(3) 人力作業に関する知識(5) 機械荷役に関する知識(3) 関係法令(1)修了試験	学科	兵庫県 トラック 総合会館 (神戸市)
		16日(木)	9:00～17:00			
第2回	11月	11日(水)	9:00～17:00	はいに関する知識(3) 人力作業に関する知識(5) 機械荷役に関する知識(3) 関係法令(1)修了試験	学科	兵庫県 トラック 総合会館 (神戸市)
		12日(木)	9:00～17:00			
第3回	H28 2月	17日(水)	9:00～17:00	はいに関する知識(3) 人力作業に関する知識(5) 機械荷役に関する知識(3) 関係法令(1)修了試験	学科	兵庫県 トラック 総合会館 (神戸市)
		18日(木)	9:00～17:00			

日程、開催地、定員等のほか、法で定められている講習科目の時間を満たした上で開始及び終了時間を繰り上げ又は繰り下げ等、変更する場合があります。

（登録有効期間満了日：平成31年3月30日）

＊

＊

〈お知らせ〉

適性診断手数料の助成対象となる指定機関が追加されました。

・兵協安全支援センター（兵庫県タクシー事業協同組合）

〒657-0846 神戸市灘区岩屋北町7-2-24 兵協ビル

TEL.078-855-7565



燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成27年4月末現在）

（単位：円／リットル）

区分 元売名	ローリー	組 合	カ ー ド	ス タ ン ド	
	平 均	平 均	平 均	平 均	
J X 日 鉱 日	89.13	99.93	100.36	105.50	兵ト協 調 べ
出 光	87.47	95.04	98.75	97.00	
J エ ナ ジ ー	91.60		105.00	99.00	
コ ス モ	87.08	90.40	98.22	102.40	
昭 和 シ ェ ル	85.75		90.50		
モ ー ビ ル	90.90			99.00	
エ ッ ソ	87.61	88.50		104.00	
そ の 他	87.21	89.74	93.48	96.62	
総 計	87.85	92.62	97.59	99.39	
27 / 3 全国平均	86.64	調査なし	95.11	97.38	全ト協 調 べ
近畿平均	85.28		96.58	102.85	

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／リットル）

区分 集計月	ローリー	組 合	カ ー ド	ス タ ン ド
	平 均	平 均	平 均	平 均
平成26年5月	116.41	117.83	122.20	127.29
平成26年6月	118.17	119.54	124.01	126.56
平成26年7月	119.77	122.07	126.07	127.41
平成26年8月	119.58	123.35	127.49	125.87
平成26年9月	117.10	121.85	126.57	129.12
平成26年10月	114.67	119.06	124.51	127.20
平成26年11月	110.00	115.79	120.96	123.95
平成26年12月	105.81	112.47	117.67	120.98
平成27年1月	95.64	104.18	108.58	111.13
平成27年2月	82.24	89.21	97.08	102.49
平成27年3月	83.21	88.76	94.33	97.86
平成27年4月	86.68	91.67	95.28	101.22
平成27年5月	87.85	92.62	97.59	99.39
年 間 平 均	104.40	109.11	114.03	116.96

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
27.5.8	明石	一般 利用	(株)TAKUMI	米 田 江 利	〒651-2117 TEL 078-975-1093 神戸市西区北別府4-1-2 FAX 078-975-1193

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
27.4.27	北播	一般	町 口 建 材	町 口 龍 治

変更届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
27.4.1	77	住 所	神戸ヤマト運輸(株) 神戸市兵庫区遠矢浜2-10	〒650-0046 神戸市中央区港島中町1-2-12
4.6	8	住 所	(株)昇 和 大阪市西淀川区出来島1-5-22	〒552-0005 大阪市港区田中2-1-1
4.10	53	代表者	大 建 運 輸(株) 大 本 健 太	大 本 知 昭
4.13	142	代表者	(株)サンキュウ・トランスポート・関西 高 木 達 男	楠 森 英 樹
4.15	33	住所	(株)リ リ ー フ 西宮市西宮浜4-1-27	西宮市鳴尾浜2-1-26
4.16	65	代表者	(株)サン・トランスポート 堀 場 富志博	森 辰 哉
4.20	14	代表者	阪神センコー運輸(株) 八 卷 達 也	渡 邊 雅 彦
4.22	149	代表者	日鉄住金物流広畑(株) 稗 田 一 元	東 塚 泰 二
4.23	55	社名・代表者	日商物流サービス(株) 吉 田 正 司	エーエルプラス(株) 吉 垣 隆
5.1	151	住 所	姫路倉庫運輸(株) 姫路市日出町3-38-1	〒671-0221 姫路市別所町別所1-43
5.11	150	代表者	播 磨 運 輸(株) 神 澤 正 則	神 澤 憲治郎

事務局からのお知らせ

一般社団法人兵庫県トラック協会の適正化事業部次長 大澤明美は病氣療養中の処、4月26日享年55歳にて永眠されました。

*

*

ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

(平成27年4月30日現在)

H27・4・30

兵庫県トラック協会

3,739円

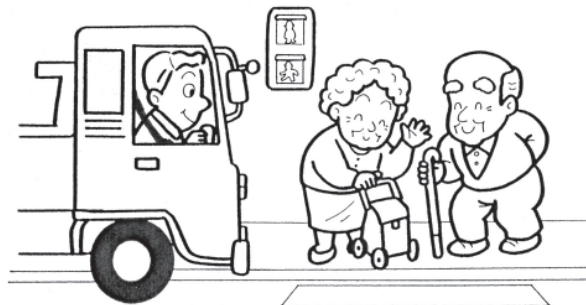
交通遺児募金の郵便振替口座

○口座番号

01170-6-54803

○口座名

一般社団法人 兵庫県トラック協会募金係



兵ト協ニュース表紙写真募集について

■応募資格

兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

■募集内容

●兵庫県内の風景（季節感の溢れたもの）、建築物、動植物等の写真（いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない）。

■応募方法

●会社名・氏名（ふりがな）・会社電話番号を明記した電子データ（CD-Rなど）で提供してください。

●撮影場所がわかるようにしてください。例：竹田城跡（朝来市）

■その他

●応募作品は未発表のものに限ります。

●採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。

●採用した方には粗品をさしあげます（クオカード）。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は（一社）兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。

■採用者

（一社）兵庫県トラック協会

■応募宛先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

一般社団法人兵庫県トラック協会 総務部 行

E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

協会日誌

月日	行事名	場 所	月日	行事名	場 所
5・1	海コン定例役員会	兵 ト 協	6・3	環境保全功労者知事表彰授与式	兵庫 県 公 館 大 会 議 室
8	引越事業者優良認定制度申請説明会	大 ト 協		「地球と共生・環境の集い 2015」	兵庫 県 公 館 大 会 議 室
9	兵ト協 丹有支部総会	新たんば荘	4	タンクトラック部会「役員会」	兵 ト 協
	兵ト協 明石支部総会	明 石 支 部 トラック会館		三木会	兵 ト 協
11	春の全国交通安全運動			兵庫県不正軽油対策協議会	兵 庫 県 民 会 館 12F
	兵ト協 監事監査	兵 ト 協		巡回指導結果報告定例会議	兵 ト 協
	平成 27 年度合同防災訓練第 1 回全体会議	兵 庫 県 立 のじきく会館大会議室	5	取扱部会正副部会長・監事会議	兵 ト 協
	春の交通安全運動キャンペーン	東 灘 区 場 役 所 広 場		取扱部会役員会	兵 ト 協
	近畿地区高速道路パトロール実施機関連絡協議会臨時幹事会	ホテルグラン ヴィア大阪		「グリーン経営講習会」	西 播 研 修 セ ン ター
12	自動車関係団体連絡会	自動車会館		兵ト協 女性経営者部会総会	エ ン ン ク シ プ 有 馬 離 宮
13	安全性評価事業説明会	兵 ト 協		兵青協 HOT21 総会	「 寅 八 商 店 」 神戸市中央区
14	ダンプ部会役員会	兵 ト 協	9	近ト協 幹事会	大 ト 協
	安全性評価事業説明会	西 部 研 修 セ ン ター		路線部会「役員会、および情報交換会」	兵 ト 協
15	兵ト協 西神戸支部総会	ホ ー テ ル オークラ神戸	10	ひょうごエコタウン推進会議 総会	ラ ッ セ ホール 2 F
18	兵ト協 交付金運営委員会	兵 ト 協		自動車関係団体連絡会	自動車会館
19	県公益法人室説明会	県	11	交差点事故防止セミナー	西 部 研 修 セ ン ター
	TV 会議システム利用の「特車オンライン申請講習」	兵 ト 協		ひょうご環境保全連絡会 定期総会	兵 庫 県 民 会 館 9F
	巡回指導結果報告定例会議	兵庫陸運部	12	交差点事故防止セミナー	兵 ト 協
20	県公益法人室説明会	県	16	引越部会正副・監事、役員会会議	兵 ト 協
	KTS クリーンキャンペーン・正副会長会議	大 阪	17	第 39 回 引越部会総会	全 ト 協
	兵ト協 兵庫支部総会	第 一 楼	18	全ト協 通常総会	第 一 ホ テ ル 東 京
21	兵ト協 西播支部総会	西 部 研 修 セ ン ター	19	兵ト協 定時総会	ANAクラウンプラザ ホ テ ル 神 戸
	「グリーン経営講習会」		22	兵庫県適正化事業実施機関「評議委員会」	
	ひょうごエコタウン推進会議理事会	ひょうご環境 創造協会 2F	23	兵庫県高圧ガス地域防災協議会役員会	ANAクラウンプラザ 9 F
22	中小トラック運送事業者における低炭素化推進事業説明会	兵 ト 協	24	食品部会正副・監事、役員会会議	兵 ト 協
	兵ト協 東神戸支部総会	ホ ー テ ル 竹 園 芦 屋	25	引越基本講習	大 ト 協
	兵ト協 東部支部総会	都 都 ホ テ ル ニューアルカイク		兵青協 全国代表者協議会研修会・交流会	全 ト 協
	兵ト協 西宮支部総会	ノ ボ テ ル 甲 子 園	26	引越管理者講習	大 ト 協
25	兵青協「総会」	六 甲 荘		安全マネジメント講習	西 部 研 修 セ ン ター
26	兵ト協常任理事会・総務委員会合同会議	兵 ト 協	30	近ト協 理事会	ホ ー テ ル グランヴィア京都
	兵庫県経営者協会 第 68 回定時会員総会	ANAクラウンプラザ ホ テ ル 神 戸		近ト協 定時総会	ホ ー テ ル グランヴィア京都
27	海コン定例役員会	兵 ト 協	ー 7 月の予定ー		
	神戸地区環境保全連絡協議会 総会	アリスhtonホテル 神 戸 5 F	7・1	「チャレンジ 100」実施に伴う打合せ会議	パレス神戸
28	兵ト協 東播支部総会	加 古 川 市 民 会 館	3	兵庫ゼロ災・リスクアセスメント推進大会	神 戸 市 産業振興センター
29	百貨店部会 通常総会	芦 原 温 泉 「まつや千千」	8	ダンプ部会 通常総会	兵 ト 協
	尼崎運輸事業協同組合総会	都 都 ホ テ ル ニューアルカイク		全ト協 全国専務理事業務連絡会	ANAクラウンプラザ ホ テ ル 金 沢
ー 6 月の予定ー			10	運行管理者基礎講習	姫 路 会 館
6・1	不正改造車を排除する運動		15	夏の交通事故防止運動	
	全ト協 理事会	第 一 ホ テ ル 東 京	16	全ト協 常任理事会	第 一 ホ テ ル 東 京
	兵ト協 理事会	兵 ト 協	28	運行管理者等指導講習 基礎講習	兵 ト 協
2	西宮地区低公害車普及等推進協議会 平成 27 年度総会	西宮市役所	30	運行管理者基礎講習	兵 ト 協

安全と安心をはこぶ マーク



※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、
「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

平成27年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業
「安全性優良事業所」
認定のための申請
7月開始!

申請受付期間

平成27年7月1日(水)～7月14日(火)
土・日を除く

申請書類の領布期間

① 地方適正化実施機関※による領布

平成27年5月1日(金)～6月30日(火)

土・日、祝日を除く

※申請書類は、事業所が所在する都道府県の地方貨物自動車運送適正化事業実施機関「都道府県トラック協会」で入手してください。

② インターネットによる入手(作成)※

平成27年4月16日(木)～7月14日(火)

※インターネットによる申請書類の入手(作成)後、事業所が所在する都道府県の地方貨物自動車運送適正化事業実施機関「都道府県トラック協会」で申請受付期間内に必ず申請受付手続きを行ってください。

インターネットを利用して申請書類が作成できます。
申請案内など詳しくは「Gマーク」で検索。

Gマーク

検索



国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい
内容については、ホームページをご覧ください。
<http://www.jta.or.jp>



公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019